

豊橋市屋外広告物安全点検実施要綱

平成 30 年 6 月 28 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、豊橋市屋外広告物条例施行規則（平成 11 年豊橋市規則第 5 号。以下「規則」という。）第 15 条の 2 第 4 項第 3 号の規定について、実施細目を定めることを目的とする。

(屋外広告士と同等以上の知識を有するものとして市長が認める者)

第 2 条 規則第 15 条の 2 第 4 項第 3 号に規定する屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する登録機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者と同等以上の知識を有する者として市長が認める者は、次の号に掲げるものとする。

- (1) 公益社団法人日本サイン協会及び一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者

附 則

この要綱は、平成 33 年 7 月 1 日から施行する。